太宰府市指定給水装置工事事業者リストの

公表に関する同意書

年　　月　　日

（あて先）

太宰府市水道事業管理者

氏名又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　（※）

（※ ) 法人の場合、記名押印してください。

　　　　 法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合

は名押印して下さい。

私は、太宰府市水道事業管理者（以下「管理者」という。）がお客さまの利便性向上に資することを目的として、太宰府市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の事業に関する情報を掲載した太宰府市指定給水装置工事事業者リスト（以下「指定事業者リスト」という。）を太宰府市ホームページ等で公表することについて、下記の事項を確認しましたので同意します。

記

（指定事業者リストへの掲載に係る手続き）

1. 指定事業者は、次の各号の申請を行う場合に、併せて指定更新時確認事項等を管理者に提出する。
2. 水道法第16条の2の指定を受けるため申請を行う場合
3. 同法第25条の3の2の指定の更新を受けるため申請を行う場合

（指定事業者リストに掲載する情報）

1. 指定事業者リストには、次の各号に掲げる情報を掲載する。
2. 指定番号及び指定日
3. 指定事業者の名称
4. 事業者の所在地
5. 事業者の電話番号（ただし、お客様対応用に限る）
6. 休業日及び営業時間
7. 対応可能なエリア
8. 対応可能な業務内容
9. 講習会等の受講実績

（指定事業者リストの掲載内容に関する責務）

1. 指定事業者リストに掲載される内容について、指定事業者は次の各号の責務を負う。

（１）前条で記載される内容について、確実に対応できる体制を整備してこと

（２）掲載される電話番号は、営業時間内において常時連絡が可能であること

（指定事業者リストの掲載内容変更）

1. 指定事業者は、指定事業者リストの掲載内容に変更があった場合は、速やかに指

定更新時確認事項（様式　）を管理者に提出しなければならない。

　　　 ２　管理者は、前項の指定更新時確認事項の提出があった場合、速やかに指定事業者リストへ反映する。

　　 　 ３　第２条第１号から第３号の事項については、水道法第25条の7に基づき、給水装置工事事業者指定事項変更届出書を管理者に提出することにより、前項の提出がなくても変更される。

（指定事業者リストからの削除）

1. 指定事業者が次の各号に該当する場合、管理者は指定事業者リストから当該指定

事業者の情報を削除する。

1. 水道法第25条の3の2の規定により指定の効力を失った場合
2. 同法第25条の7の規定により事業を廃止した場合
3. 指定給水装置工事事業者規程第8条の規定により指定の取り消しを受けた場合

（指定事業者リストの公表）

1. 管理者は必要に応じて指定事業者リストに掲載される情報をホームページ等で公

表する。また、ホームページ等で公表した指定事業者リスト（以下「公表リスト」という。）の提供の要請があった場合、電子又は紙で提供することができる。

２　指定事業者が次の各号に該当する場合、管理者は指定事業者リストの第２条第４号から第８号の事項について、当該指定事業者の情報を非公表とする。

1. 同法第25条の7の規定により事業を休止した場合
2. 指定給水装置工事事業者規程第7条の規定により事業を休止した場合
3. 公表を拒否した場合

３　前項の規定により、非公表になった指定事業者が、次の各号に該当する場合、管理者は当該指定事業者の情報を再度公表する。

* 1. 水道法第25条の7の規定により給水装置工事事業者再開届を管理者へ提出した場合
  2. 指定給水装置工事事業者規程第9条の規定により指定の効力を停止され、その停止期間を経過した場合
  3. 公表を希望した場合

　　４　前項第３号は、第２項第３号の規定により非公表にした場合のみ適用とする。

（経過措置）

* 1. 令和元年9月30日以前に指定を受けた指定事業者については、次の各号のとおり指定事業者リストに情報を掲載する。

1. 第２条第１号から第４号の事項は、管理者が把握している内容を掲載する。
2. 第２条第５号から第８号の事項は、更新手続き前のため「データなし」と掲載する。

　　２　指定事業者は、前項の掲載内容の変更を希望する場合、第４条を準用し、随時変更することができる。